保存版

進路のしおり

２０２６年（令和８年）度

※この「進路のしおり」は一年間使用します。
進路の行事や面談の際はご持参ください。

＜目次＞

はじめに

高等部卒業後の進路について

⑴ 「一般就労」と「福祉サービス」の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

⑵ 「一般就労」と「福祉サービス」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅰ 卒業生の進路状況

⑴ 過去５年間の卒業生の進路状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

⑵ 過去５年間の卒業生の進路先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２ 進路支援の基本的な考え方

⑴ 本校の進路目標・基本方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

⑵ 高等部の進路目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

⑶ 進路に関する年間行事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

⑷ 高等部の実習について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

⑸ 中学部の実習等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

⑹ 現場実習実施までのプロセス（手続きと流れ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

⑺ 個別の移行支援会議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

⑻ 卒業後のアフターケアについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

⑼ 進路決定までの流れのイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

※「産業現場等における実習」は「現場実習」と表記してあります

３ 進路選択の考え方

⑴ 就労準備性ピラミッドについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

⑵ 特別支援学校の進路活動（一般就労）と高等学校の就職活動に違いについて・・・・・・・ 9

⑶ 障害者手帳について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

⑷ 福祉サービス（障害者総合支援法）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０・１１

⑸ 就労アセスメント（実習）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

⑹ 福祉課と障害者相談支援センターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

⑺ 障害者相談支援センターの役割について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

４ 参考資料

⑴ 障害基礎年金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

⑵ 障害支援区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

⑶ 重度判定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

⑷ 施設利用における確認書のやり取りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

⑸ 進路の行事や語彙の説明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

⑹ 埼玉県「指定施設・事業所一覧」/メモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

はじめに

高等部卒業後の進路について

卒業後の生活を考えたときに、「どのような仕事が」「どのような作業所が」「どこの場所で」といった希望や疑問が出てくるかと思います。進路先、いわゆる「働く場」について考えてみましょう。

⑴ 「一般就労」と「福祉サービスの利用」

高等部卒業後の進路は大きく分けると二つあります。

一つは民間企業等に就職する「一般就労」です。もう一つは障害福祉サービス事業所を利用する「福祉サービスの利用」です。

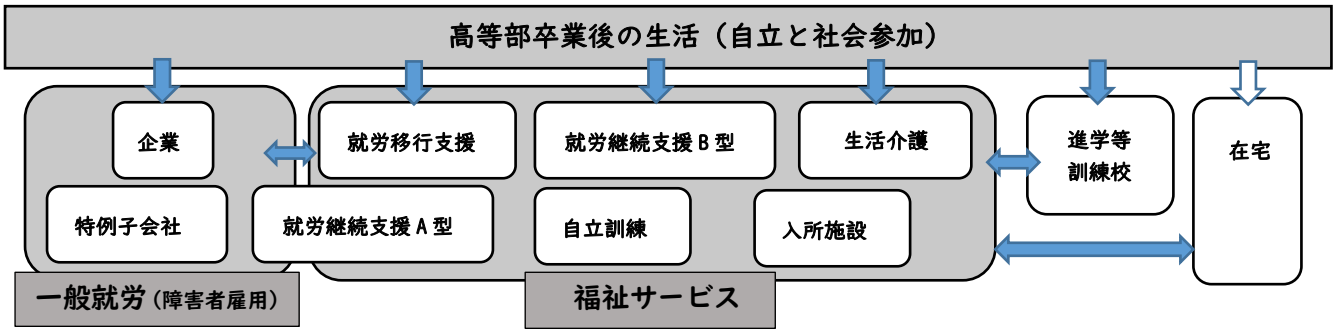

※上記の図は、高等部を卒業した後の進路先をイメージしたものです。

⑵ 「一般就労」と「福祉サービス」について

＜一般就労＞（障害者雇用促進法・法定雇用率が関わる）

一般企業	一般企業などに就職して雇用契約を結び、賃金（給料）を得て働く一般的な就労になる。原則、障害者雇用での採用が主である。見学や打ち合わせ、担当者との面接を行う。2週間程度の実習を数回繰り返して行い採用の可否が判断される。家庭の協力体制、そして本人のやる気が大切である。企業実習が可能かどうかの判断は担任、進路担当と話し合いのもと決定する。卒業生の約2割強程度の方が進路先としている。
特例子会社	大きな企業が障害者の法定雇用率を達成する形として、定められた場所で障害のある方に特化した仕事内容で働く会社である。立ち上がってもすぐに定員が満たされてしまうことが多い。タイミングもあり、採用は非常に少ないのが現状である。

＜福祉サービスによる介護支援＞

障害者総合支援法（PI0）に定められている（利用者が事業所と契約して各サービスを受ける）

サービス種別	サービス内容
生活介護 ＜介護給付＞	通所または入所施設にて介護の必要な方へ、日中の総合的な介護や創作活動や生産活動等の機会を提供し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。近隣の生活介護は数が限られており、マッチングに時間を有することが多い。障害支援区分で区分の3以上が必要となる。

＜福祉サービスによる就労支援・企業雇用に向けた支援＞

障害者総合支援法（PI0）に定められている（利用者が事業所と契約して各サービスを受ける）

サービス種別	サービス内容
就労移行支援 ＜訓練等給付＞	原則として2年間を限度として、企業就労等への移行に向けて事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う。給料や工賃といったものは原則発生しない。施設によって特徴が様々である。
就労継続支援Ａ型 ＜訓練等給付＞	企業就労が難しく、雇用契約を結び、労働基準法が適用され、基本的に最低賃金が保証される。近隣には数か所程度しかなく、進路先としては難しい状況になっている。
就労継続支援Ｂ型 ＜訓練等給付＞	企業就労が困難な障害者や心身の状況の変化により就労し続けることが困難となった障害者に対し、生産活動等の機会の提供や、就労に必要な能力の向上等の訓練を行う。利用希望者は就労選択支援事業所によるアセスメント実習（ＰＩ２）を受けることが必要。近年施設外就労という形式を取り外部の企業等行っている施設も増えてきている。進路先として本校卒業生の半数近くが選択している。工賃の平均は20,000円/月程度である。Ｂ型から直接企業就労できる形を模索している施設も増えてきた。
自立訓練 ＜訓練等給付＞	自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談や助言、その他必要な支援を行う。就労移行支援と併せてカッレジとして4年間のプログラムを組んでいる施設も増えてきている。工賃は発生しない。

Ⅰ　卒業生の進路状況

(1) 過去５年間の卒業生の進路状況

卒業年度	生徒数	福祉的就労（サービス利用）					一般就労（障害者雇用）	うち特例子会社	その他（進学・在家庭など）
			就労移行	就労継続Ｂ	就労継続Ａ 自立訓練	生活介護			
R3	２９	２３	（３）	（14）	（１）	（５）	５	（０）	１
R4	１７	８	（３）	（５）	（０）	（０）	６	（１）	３
R5	２０	１２	（１）	（９）	（０）	（２）	６	（０）	２
R6	１６	１１	（２）	（５）	（０）	（４）	４	（０）	１
R7	２７	１６	（０）	（10）	（０）	（6）	７	（１）	４

(2) 過去５年間の卒業生の進路先

卒業年度	福祉的就労（サービス利用）				一般就労	
	就労移行	就労継続Ｂ	就労継続Ａ 自立訓練	生活介護	障害者雇用	特例子会社
R3	・就労支援ジャスト ・あいあい作業所	・あかねの郷 ・ラボリ ・ＪＢクローバー ・こすもす作業所 ・オフィスひるがお ・ゆめの園アクト鶴ヶ島 ・むさしの日高作業所 ・あおーら日高すみれ ・千樹の里	・ココルポート川越駅前キャンパス（自立訓練）	・こすもす作業所 ・あいあい滝の入作業所 ・かわせみ ・第２かわせみ	・富士薬品ドラッグセイムス ・タムラ製作所 ・ウエルシア ・埼玉医科大学器材センター ・アサヒブロイラー	
R4	・ぽかぽかキャリアアカデミー ・ココルポート駅前第２オフィス ・やすらぎ	・ラボリ ・あかねの郷 ・あすか川島工房 ・はまや鶴ヶ島作業所 ・かわせみ			・ぎょうざの満州 ・昭光物産 ・フライングガーデン ・ヤマト運輸 ・びっくりドンキー	・リクルートスタッフィングクラフツ
R5	・ビーハピネス川越とおり町	・むさしの日高作業所 ・ぽてと工房 ・カウベル ・はまや鶴ヶ島作業所 ・ゆめの園アクト鶴ヶ島 ・千樹の里 ・あしたのタネ川越六軒町		・みのりの郷 ・ブランカ	・ベルク ・ベルク ・日本ビューテック ・ライト製作所 ・スポーツゼビオ ・アサヒブロイラー	
R6	・ぽかぽかキャリアアカデミー ・ビーハピネス川越とおり町	・むさしの日高作業所 ・かわせみ ・あかねの郷 ・ラボリ ・こすもす作業所		・オリオン ・あいあい滝の入作業所 ・きいちご ・侑和	・ウエルシアオアシス ・大栄管理（埼玉医科大学国際医療センター内） ・アマゾン ・福しん	
R7		・ハッピーベル ・JBーclover ・あかねの郷 ・こすもす作業所 ・はまや鶴ヶ島作業所 ・ゆめの園アクト鶴ヶ島 ・あおーら日高すみれ		・かわせみ ・あいあい滝の入作業所 ・きいちご ・オリオン ・ぶどうの実 ・ラボリベース ・ぶらいと	・ヤオコー ・角田無線電機 ・大栄管理（埼玉医科大学国際医療センター内） ・フライングガーデン爆弾ハンバーグ ・ヤマト運輸	・ヤオコーハーモニー

２　進路支援の基本的な考え方

⑴ 本校の進路目標・基本方針について

進路目標

『児童生徒一人ひとりが　社会をいきいきと生きぬく力を育む』

（１） それぞれのキャリア発達に応じ、自立と社会参加に向けた指導や支援を行う

（２） 本人や保護者の願いを受け止め、個々の進路実現に向けた進路選択の支援を行う

（３） 本人を取り巻く関係諸機関と連携し、自立や社会参加に向けて支援の輪を広げる

本校における進路支援の基本方針

日本国憲法が規定している基本的人権は、すべての国民に与えられた永久の権利として何人も侵すことのできないものです。この権利の享有は、たとえ障害があっても妨げられることはありません。特別支援学校の教育には、一人ひとりの卒業後における社会的自立に向けた支援という役割があり、どの児童・生徒も、生まれ育った地域で心身ともに豊かな生活を送ることを私たちは願っています。そのための教育的支援は学校教育活動全般にわたって行われますが、それを支えるものとして、学校と家庭・関係諸機関との連携も欠くことのできない重要な役割を担っています。

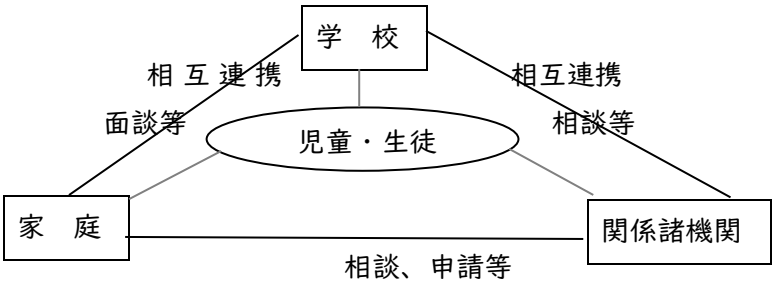

（１） 担任との連携

担任はクラスの児童・生徒との関りを築き実態を把握しています。進路支援部は担任の意向を尊重しつつ担任を支援します。

（２） 家庭との連携

担任は面談等を通して本人・保護者の意向を充分に聞き取ります。進路支援部は担任と連携しながら対外的な窓口として対応し、安心と納得の進路支援をめざします。

（３） 関係諸機関との連携

労働や福祉分野の関係機関との連携は進路指導主事を中心に進路担当が窓口になります。進路指導主事及び進路担当はそこで得た情報を担任や保護者と共有しながら適正な進路支援をめざします。

卒業後に関わる企業、福祉施設、就労支援センター、相談支援センター、ハローワーク、障害者福祉課等の関係機関との連携を図ります。

⑵ 高等部の進路目標

高１	**「進路を知り、就労に向けた基礎を作る」**	
	目標	・健康管理・生活習慣・対人技能など日常生活に必要な力の向上を図る。 ・校内実習や職場見学等を通して進路についての知識を高め、就労に向けて基礎的な力を養う。
高２	**「進路を考え、選択し、経験する」**	
	目標	・日常生活に必要な力を、現場実習を通して発揮できるようにする。 ・現場実習を通して社会を経験し、成果と課題を見つけて、自分に合った進路を考える。
高３	**「進路を決め、卒業後の自立と社会参加に向けて成長を重ねる」**	
	目標	・現場実習で発揮した成果を土台に、卒業後の進路先を自己決定できるようにする。 ・自立と社会参加に向けて、関係諸機関とのつながりや余暇活動を大切にし、社会人としての意識を高める。

⑶ 進路に関する年間行事について（生徒・保護者）

	時期	行事	内容	対象者
1学期	4月	進路希望調査（高1）	進路先の希望確認	生徒・保護者
		進路・前期現場実習説明会	高等部保護者対象（原則参加）	高保護者
	6月	前期現場実習（7月まで）	実習前に①見学②打ち合わせ、最終日に③振り返りを行う	高2・3生徒
		行政、相談支援による保護者説明会（全校）（P12）	在住市町の福祉課・相談支援事業所による説明会※サービスや障害年金、相談支援やグループホームなどの説明	全校保護者
		中学部校内実習	中学部で1週間の校内実習	中生徒
		中学部進路学習会	中学部授業参観後に進路学習会を行う	中保護者
		小学部進路学習会	小学部授業参観後に進路学習会を行う	小保護者
	7月	職場見学（高1）	高1生徒で企業や作業所、グループホームに見学に行く	高1生徒
夏休み		個別進路面談（高1,2,3）	実習振り返り、今後の進路に向けての話	生徒・保護者
		もろとく進路フェア(全校)	近隣約50か所の作業所説明会（学校開催）	生徒・保護者
		求職登録・就労支援C面談	高3就労希望の方全員実施（学校開催）	生徒・保護者
		夏休み現場実習（高3）	必要な方のみ取り組む	生徒
		作業所見学	家庭で連絡を取り、積極的に行ってください（学校に報告）	家庭
2学期	9月	進路希望調査（高2.3）	後期現場実習先の希望確認（高3は卒業後の進路選択）	生徒・保護者
		作業所向け学校公開	生活介護事業所による保護者向け説明会	高保護者
	10月	**校内・後期現場実習説明会**	外部講師による講演も予定（原則参加）	高保護者
		後期現場実習（高2.3）	実習前に①見学②打ち合わせ、最終日に③振り返りを行う	高2・3生徒
		後期校内実習（高1）	高1が中心となり、外部委託作業を2週間行う	高1生徒中心
	11月	親子施設見学会（高1）	高1の親子で作業所の見学を行う※希望の調整は学校で行う	生徒・保護者
	12月	**進路学習セミナー（全校）**	外部講師による障害年金などの話。高3保護者は原則参加	全校保護者
		個別進路面談（高2.3）	実習振り返り、今後の進路に向けての話	生徒・保護者
3学期	1月	重度判定（高3）（P15）	高3該当者は判定を受ける（埼玉障害者職業センター）	生徒･保護者
		職場見学（中）	中学部生徒で作業所、企業などに見学に行く	中生徒
		移行支援会議（高3）	高3生徒全員実施、移行に向けた支援会議	生徒・保護者
	2月	個別進路面談（高1）	高2前期現場実習に向けての話	生徒・保護者
		進路学習（ようこそ先輩）	卒業生による進路学習	高3生徒
		企業見学	就労希望者対象で企業やグループホーム等見学	高2生徒
	3月	進路希望調査（高1.2）	来年度の前期現場実習の希望確認	生徒・保護者
		企業見学	就労希望者対象で企業やグループホーム等見学	高1生徒
春休み		作業所見学	家庭で連絡を取り、積極的に行ってください	家庭

・・・保護者の方の出席をお願いいたします！　**※P17に行事や語彙の説明があります。ご参照ください。**

⑷ 高等部の実習について

【目的】

① 実習を通して、望ましい態度や習慣、人との関わり方などを学ぶとともに、生活面を含めた自己の課題を見つめ直し、自分に適した社会参加の仕方を考える。
② 働くことの意義をつかみ、自ら働きたいと思う気持ちや意欲を育てる。
③ 生徒及び保護者が卒業後の進路への見通しを持ち、主体的な進路選択が行えるよう支援するとともに、教員も生徒一人一人の進路指導上の課題や方向性をとらえなおす機会とする。

【実習計画】※現場実習の期間は原則1～2週間。

学年	時期	内容	備考
高1	2学期	校内実習	実態に合わせた3班に分かれて、外部委託での作業に取り組む。（現場実習以外の2，3年生含）今後の進路選択の参考にする。
高2	1学期	前期現場実習①	進路選択に向けた実習。進路希望を基に校内実習の評価や日常生活の様子を踏まえて実習先を検討する。終了後は面談で振り返りを行う。
	2学期	後期現場実習②	
高3	1学期	前期現場実習③	進路選択の最後の実習。実習後、面談で進路先の選択をする。
	夏休み	夏休み実習	進路先が決定してなければ実習を行う。（アセスメント実習含）
	2学期	後期現場実習④	卒業後の進路先での現場実習。いわゆる決めの実習。
	3学期	定着実習など	進路先が未決定の場合や定着に向けての実習を行うこともある。

⑸ 中学部の実習等について

【目的】

① 働くことに関心を持ち、作業に参加し、働く喜びを味わう。
② 職業に就くための基礎的な技能や態度を身に付ける。
③ 自分の役割を理解し、他の者と協力して作業をする。

【実習計画等】

学年	時期	内容	備考
全中学部	1学期	校内実習	作業学習を1週間取り組む。
中学部3年生	夏休み	親子施設見学	親子で作業所の見学を行う。学校で調整をする。
全中学部	3学期	職場見学	学年ごとに実態に合った施設の見学を行う。

⑹ 高等部現場実習実施までのプロセスの目安（手続きと流れ）

時期	実習先	学校	保護者	生徒
2ヶ月前		進路希望調査・面談・見学		希望聞きとり
1ヶ月前	実習受入れ先開拓･実習希望先打診（生徒個票） →実習依頼・日程調整		見学	必要により実習先見学･面接
1ヶ月前		実習先・日程・担当教員の提示		
		教員巡回一覧表作成		
		実習説明会 （実習実施要綱、留意事項、交通費明細票）→実習参加願提出		
3週間前～	4者打合せ（実施要綱、依頼書、承諾書、打合せ票）→打合せ確認票提出			
		県教委へ実施届【20日前まで】、給食欠食届【前月の20日まで】		
2週間前～		SB不乗車名簿提出 留意事項（教員用）	通勤練習	事前学習（実習先や期間･内容の確認、目標、日誌づくり）
前日まで		旅行命令簿	持ち物等の確認､実習日誌にお礼の一言を	実習激励会
初日	挨拶・見学・助言又は終日指導（日誌と評価票記入のお願い、巡回予定票） →巡回日誌記入		挨拶・見学（短時間で）	実習スタート
最終日	4者での振り返り（お礼の挨拶・見学・振り返り） 振り返り記録用紙、昼食代清算、評価票受領（不可なら返信用封筒で後日）、生徒個票の回収 交通費明細票、実習アンケート提出			
実習後		実習報告会 事後学習 個別面談	 **施設利用確認書の提出（P16）** 個別面談	実習報告会 事後学習（反省、お礼状､個別振り返り）
高3後期実習後の流れ				
12月～	受入れの可否の確認 →内定通知や指名求人票の提出を依頼			希望確認
			【福祉就労】サービス利用計画の作成（必要なら障害支援区分認定調査含む） ⇒利用申請⇒受給者証発行	
		【企業就労】重度判定（企業就労生徒in障害者職業センター）		
1~2月		個別の移行支援会議（卒業後の職場・生活・余暇に関し関係者のネットワークの確認）		
1~3月	決定通知書、指名求人票の受理　→進路先との契約			

・・・保護者の役割になります。説明会、面談等で確認しご協力をお願いいたします。

⑺ 個別の移行支援会議について

本校では、卒業を前にした高等部３年生の３学期に移行支援会議を行っています。これは、個別の移行支援計画を元に、生徒一人ひとりについて、卒業後の生活を見据え、関係する方々にお集まりいただき、相互の顔合わせと役割分担を確認しながら、卒業までの手続きや卒業後の相談体制、アフターケアのあり方等を話し合います。会議の出席者は人によって異なりますが、生徒・保護者、担任、進路担当、進路先企業・施設の方、市町福祉課、ハローワーク、相談支援事業所、就労支援センター、放課後デイサービス等になります。

⑻ 卒業後のアフターケアについて

就労先での定着やよりよい就労を支援するため、原則として卒業後３年間にわたり進路先の訪問や保護者と連絡を取り合うなどのアフターケアを実施しています。

（１） 原則として夏期休業日を利用して行います。

（２） クラス担任が転出している場合は、同じ学年の教員が代わって対応します。

（３） ３年を過ぎても、進路先や卒業生・保護者から問い合わせや連絡があった場合は相談に応じます。

なお、進路先との間に問題やトラブルが生じた場合、学校としては卒業生の心のケアや進路先への助言・相談を中心に行いますが、問題がそれにとどまらないケースもあります。そうした場合には、作業所等の福祉的就労の方は、地元の福祉課や相談支援機関へ、また一般就労の方は各市町の就労支援センターや相談支援機関に相談の枠を広げるなどして対応してください。くれぐれも家庭だけで結論を急がず、周囲の関係者への「相談」というワンクッションを入れてくださることをお勧めします。

⑼ 進路決定までの流れのイメージ図

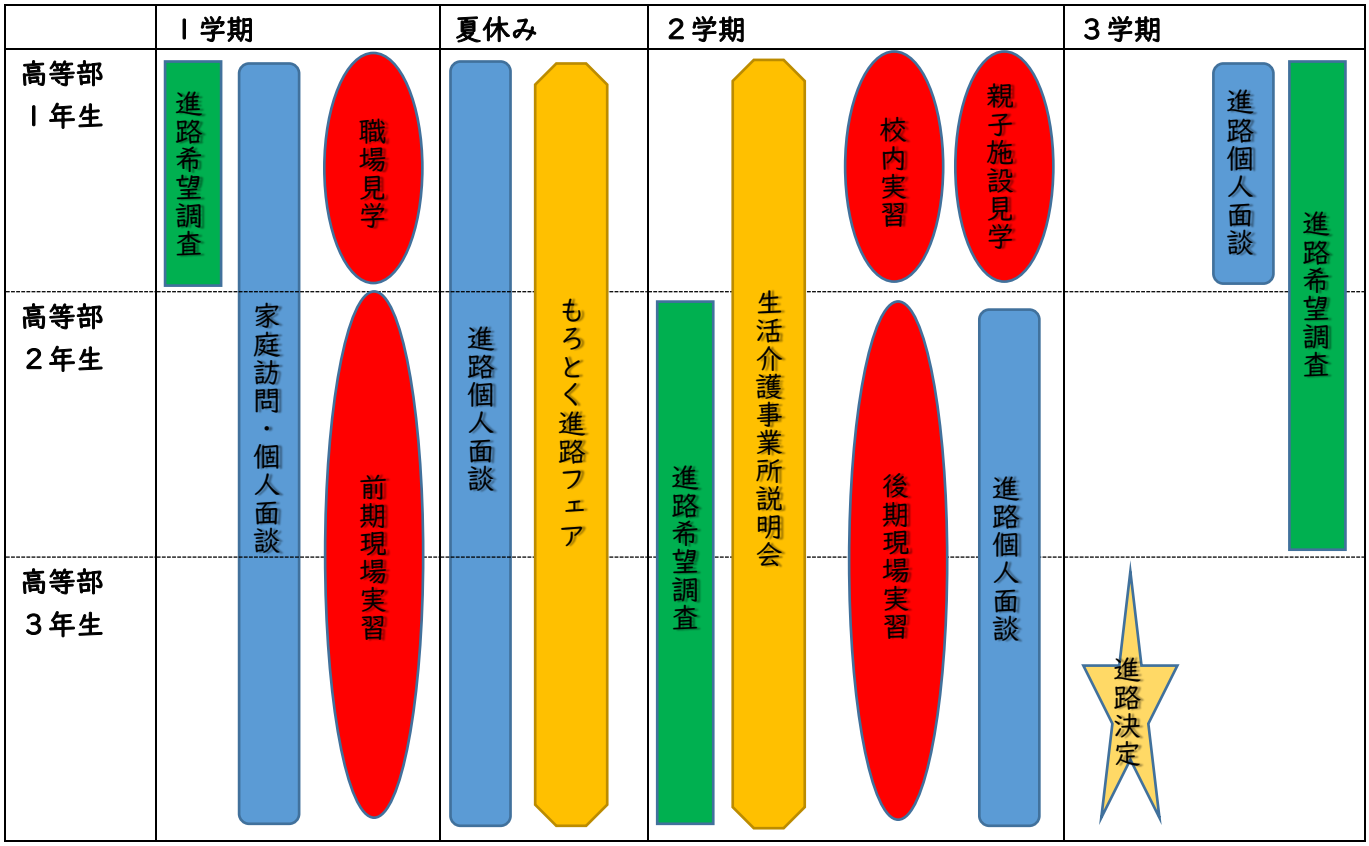

3 進路選択の考え方

(1) 就労準備性ピラミッドについて

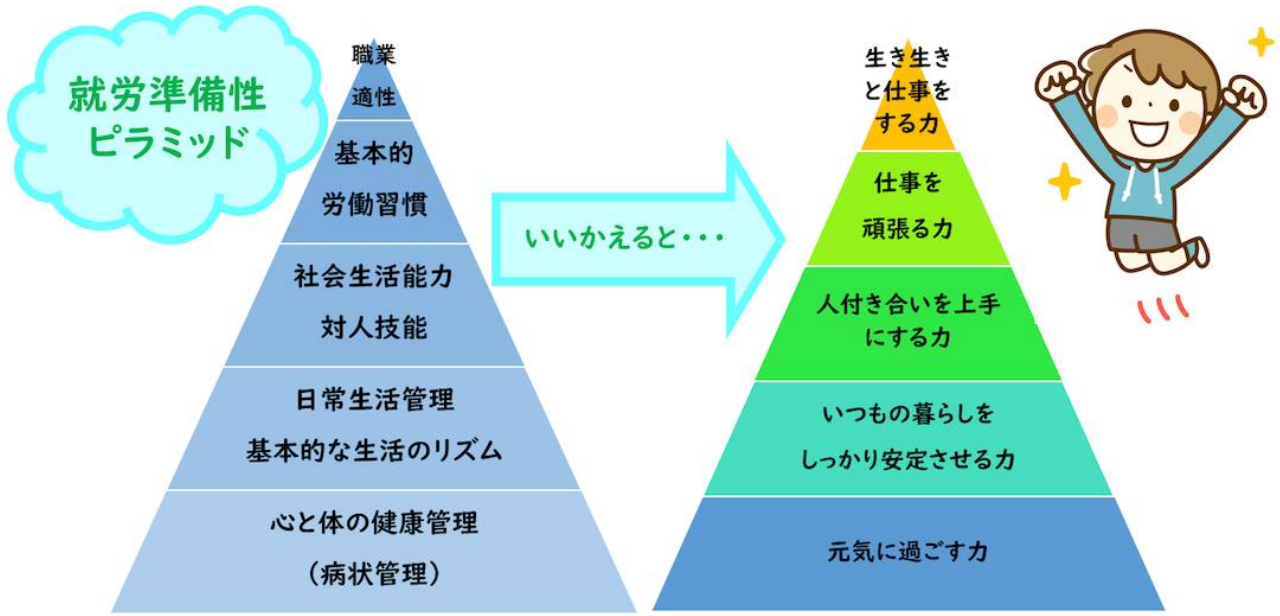

就労準備性ピラミッドとは、、

卒業後、多くの方が一般就労や作業所などに進路先を決めて社会に出て「働く」ことになります。学校生活とは異なり社会に出てから安定して働くためには、いろいろなスキルが必要です。それらのスキルを段階別に整理したものが「就労準備性ピラミッド」です。土台に近い部分ほど、安定して長く働き続けるために重要だと言われています。下から積み上げていくことで「働く」ことに向けての準備が整っていくのです。

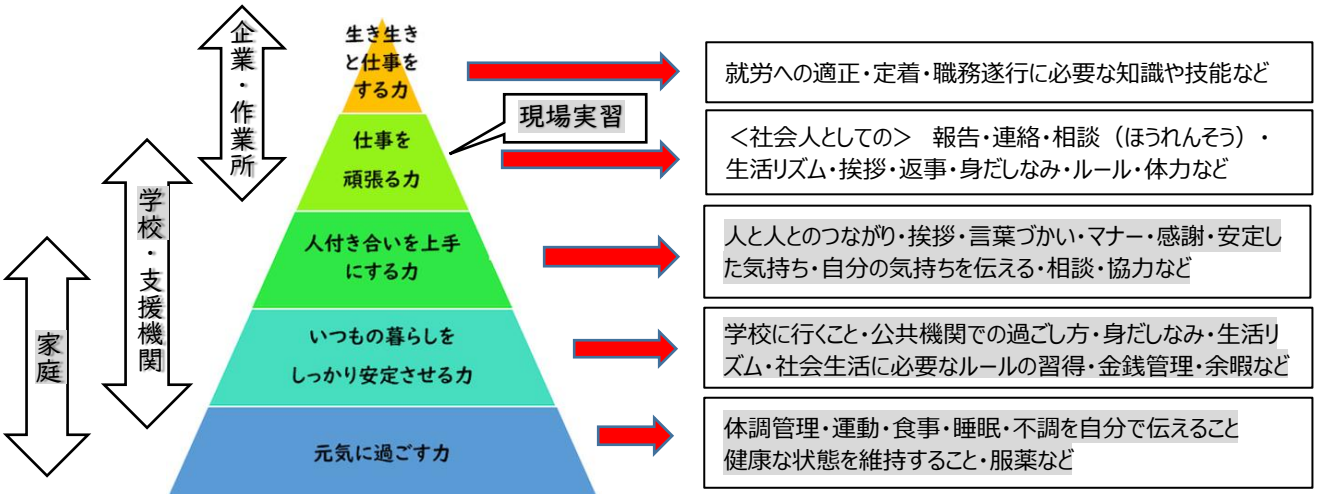

⑵ 特別支援学校の進路活動（一般就労）と高等学校の就職活動に違いについて

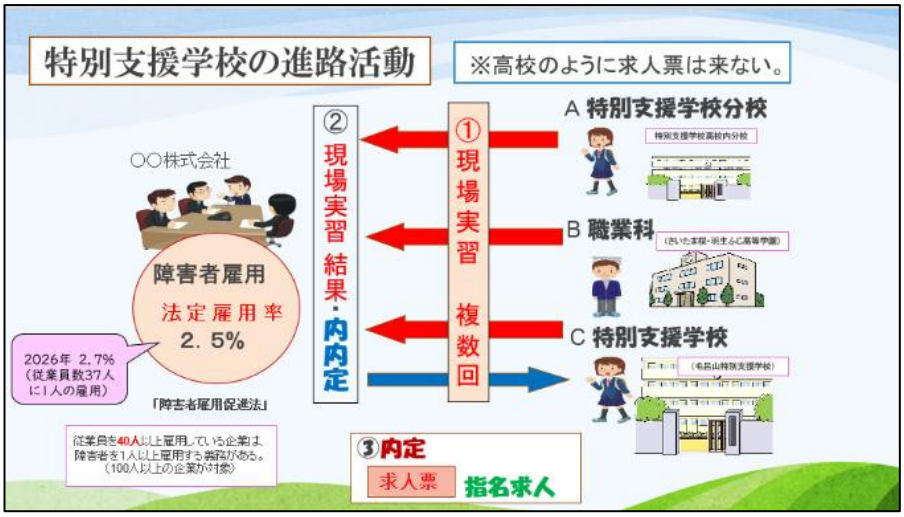

特別支援学校の進路活動

高等学校の就職活動

＊高等学校では、企業から学校に求人票が届き、生徒はそれを見て雇用条件を確認した上で、志望企業を決めて応募します。求人票を学校に送る段階では、誰を採用するかは決めていないのが通常です。高等学校の場合、採用選考には筆記試験・面接などの入社試験が行われる場合が多いです。

＊特別支援学校では、企業側は「現場実習」を行い、生徒の作業能力やコミュニケーション能力、通勤に関する能力などを見ます。複数回の現場実習を経て「採用可能」になり、生徒側のマッチングが進めば「指名求人」という形で求人票が発行されます。指名求人は、その学校で実習をして内定を頂いた生徒の学校にだけ送付されます。家庭で指名求人の雇用条件等を確認していただき、不明な点は確認ができます。その後、移行支援会議や面談の際に「雇用契約」を結びます。
企業によっては、実習前に「面接」「筆記試験」の実施、指名求人後に「面接」が行われるところもあります。

⑶ 障害者手帳について

○障害者手帳とは、「公的」に認定を受けると発行される次のものを言います。

身体障害者手帳・・・身体に障害のある人を対象

療育手帳・・・知的に障害のある人を対象

精神障害者保健福祉手帳（精神手帳）・・・精神に障害のある人を対象

○障害者手帳取得のメリット

障害者手帳を持つことで、等級により一貫したサービスを受けることができます。

＜例＞＊各種税の減免あるいは免除　＊各種公共交通機関の割引　＊各種施設利用料の減免あるいは免除
＊公共料金等の割引あるいは減免　＊国や自治体が実施している各種の福祉手当
＊医療費の一部助成　＊各種福祉サービスの利用　＊障害者相談支援センターの利用
＊障害者就労支援センターの利用　＊障害年金認定後の受給　＊補装具の費用　等

○障害者雇用について

一般就労を希望する場合、原則「障害者手帳」が不可欠です。生徒が「障害者手帳未取得」の場合、就労をかけた実習では受け入れていただけない可能性が高くなります。障害者雇用で進める場合は、「療育手帳」もしくは「精神手帳」の取得が必要になります。御了承ください。

⑷ **福祉サービス（障害者総合支援法）について**

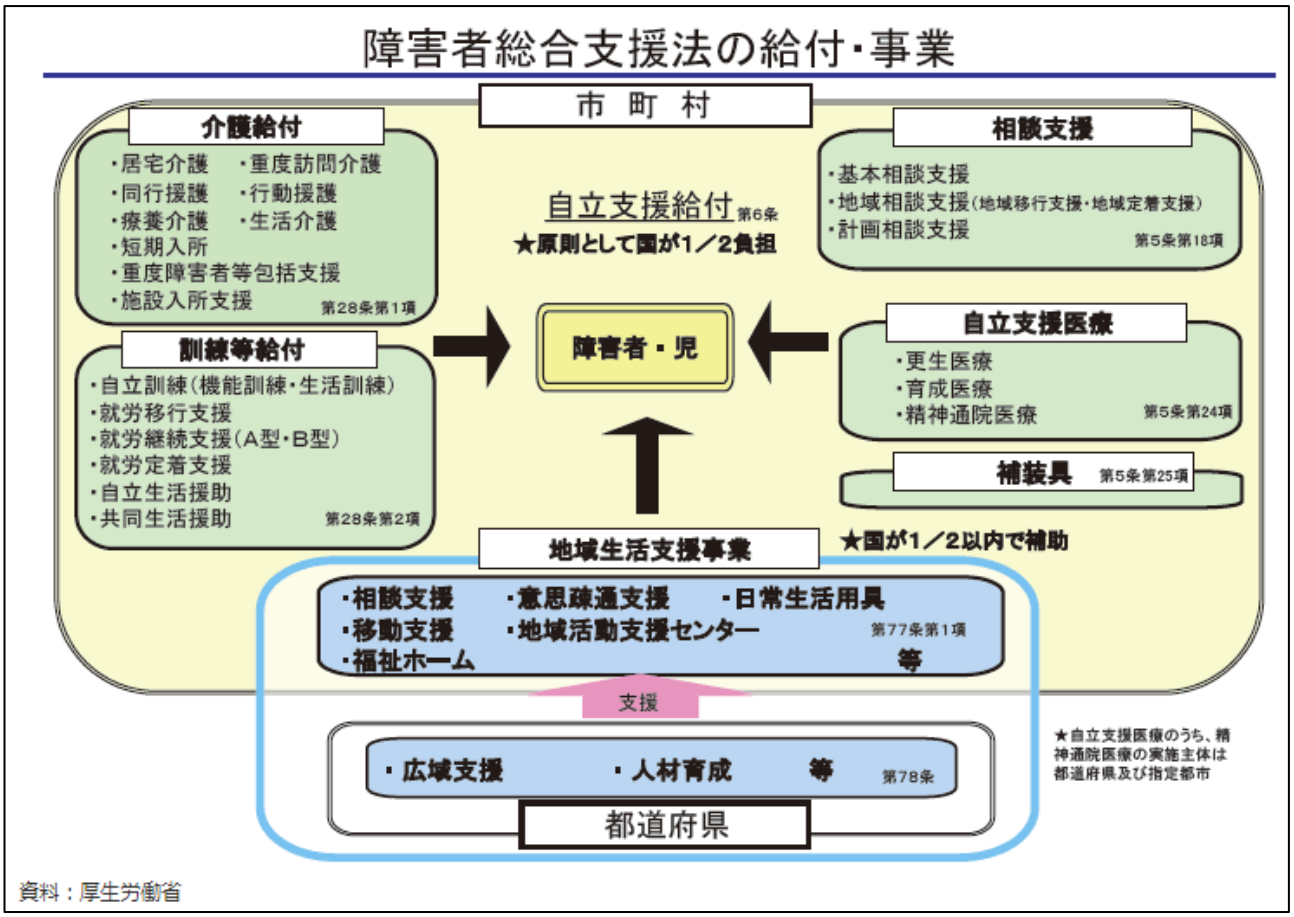

★障害者総合支援法・・・基本的人権を持つ個人として障害者を尊重し、障害者自身がどこで、誰と生活するのかを自分で選び、そのための支援を受けられる環境を作ることを目的としています。また、障害者が快適に暮らせるよう、制度や人々の意識を改善することも記されています。

自立支援給付（国の事業）

（ア） **訓練等給付**（暫定支給決定）

＊**就労継続支援Ｂ型**：

新卒者のＢ型利用希望者は就労選択支援事業所におけるアセスメント実習を受けることが必要である。時期は高等部２年生の秋以降ということが原則である。詳細は就労選択支援（アセスメント実習）について（P12）を参照してください。

＊**就労継続支援 Ａ型**：

雇用契約を結び、労働基準法が適用され、基本的に最低賃金が保証される。

＊**就労移行支援**：

２年以内の就労をめざして訓練等を行う。一旦Ｂ型へ移動後、再度利用も可。

＊**共同生活援助（グループホーム）**：

世話人さんが相談や日常生活上の援助により共同生活を支援する。アパートの１人住まい・アパートの１部屋を２つに仕切る・一軒家の各部屋など形態はいろいろ。対象は 18 歳以上だが、児童相談所の通知があれば 18 歳未満も可。サテライト型も認められ、１人暮らしへのステップが具体化した。近年、入所にあたり障害区分認定を受ける必要性が増えている。

＊**自立訓練**：

地域生活を送るうえで、生活能力の維持・向上が必要な知的障害・精神障害のある人に一定期間、食事や家事などの訓練を行う。

＊**自立生活援助**：

一人暮らしを始めた人や、支援を受けることで、一人でも自立した社会生活を営むことができる人を定期的に巡回し、必要に応じた助言をしたり、医療機関などとの連絡調整を行う。

（イ） **介護給付**（障害支援区分（０～６）認定が必要）→認定は各市町福祉課へ。

＊行動援護（3～）：
常時介護を要する障害児・者に対し、危険回避のための援護や見守り、外出移動中の介護、排泄・食事の介護等を提供する。

＊短期入所（ショートステイ）（１～）：
家庭内で一時的に介護ができない場合などに、短期的、夜間も含めて、施設などで入浴、排せつ、食事などの介護を行う。

＊生活介護（３～、５０歳以上は２～）：
身体介護や創作・生産等の日中活動。卒業後の作業所での進路先となる方もいる。障害区分認定を受ける必要がある。１８歳の誕生日の３か月前くらいから受付が可能であり、在住福祉課に申請する。

＊施設入所（４～、５０歳以上は３～）：
日中、施設などで活動する人に、夜間や休日、別の施設で入浴、排泄、食事などの介護を行う。

（ウ） **相談支援**

＊基本相談支援（委託）
障害のある人や家族などからの相談に対し、必要な情報の提供や利用支援を行ったり、権利擁護のための援助を行う。
★各地域の障害者相談支援センター
鶴ヶ島市生活サポートセンター、坂戸市障害者等相談支援センター、入間西障害者相談支援センター（毛呂山町・越生町・鳩山町）

＊計画相談支援（計画）
福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画についての相談・作成を行い、利用決定後のモニタリング（利用状況の検証）を行う。

地域生活支援事業（市町・県の裁量事業）

（ア） 必須事業

＊地域活動支援センター事業：
作業所型とたまり場・余暇活動型

＊移動支援事業：
車のない外出・余暇活動、第３者との関わりや生活経験の幅を広げるのに有効。生活サポート（車の移送）との組合せも可能。通勤・通学・通院への利用は基本的に不可。

＊相談支援事業
委託相談、計画相談のいずれかか、どちらも受ける事業所あり。

☆各サービス利用には基本的にサービス利用計画をつくる必要があります。

（イ）任意事業

＊日中一時支援事業：
障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

＊就労支援センター：
鶴ヶ島市生活サポートセンター、坂戸市障害者就労支援センター、入間西障害者就労支援センター（毛呂山町・越生町・鳩山町）

※障害者総合支援法以外で、在学中から使用頻度の高いサービス「放課後デイサービス」は、児童福祉法に位置付けられています。

★ **児童福祉法**

＊放課後等デイサービス：
障害のある学齢期児童生徒が放課後や休業日に通う療育機能・居場所機能があるサービス。

⑸ 就労選択支援（アセスメント実習）について（令和７年 10 月からの新制度）

特別支援学校卒業者が就労継続支援 B 型事業所を卒業後の 4 月から利用したい場合、在学中に短期間の暫定支給決定を経て就労選択支援事業所を利用し、アセスメント（実習）を受ける必要があります。期間は原則 2 週間の実習になります。実習を行う際少なくとも２か月前には「相談支援事業所」（相談員が決まっていればその方に確認）と「在住福祉課」に連絡を取り、就労選択支援を行いたい旨を伝えます。原則、実習の時期は高等部２年生後期現場実習以降になり、就労選択支援事業所で行うか、もしくは学校の現場実習と併せて行う場合もあります。高等部３年生の夏季休業中に行う場合もありますので、担任や学年進路の先生と話をして計画的に進めてください。学校の現場実習を通して行う場合は、あくまでも進路希望が就労継続支援 B 型を希望している方が最優先となります。ご承知おきください。

なお、高等部 1，2 年生の早い段階で就労選択支援を希望する場合は、家庭で在住福祉課、相談支援事業所と連絡を取り、就労選択支援事業所でのアセスメント実習を行うようになります。就労選択支援事業所についてご不明な点がございましたら、担任か進路担当にご相談ください。

① B 型事業所の利用を希望する方は必須です！
② 福祉課、相談支援事業所の方と連携を取り進めます！
③ 実習時期は担任と相談して決めます！（高 3）

※本来「就労選択支援」の目的とは、『働く力と意欲のある障害者に対して、 障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、 就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、 本人の希望も重視しながら、 就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。』（令和７年度　厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」）抜粋

⑹ 福祉課と障害者相談支援センターについて

在学中、あるいは卒業後に関わりの深くなる障害福祉課と障害者相談支援センターについてお伝えします。日頃から困った時に相談できる人はいますか？連絡帳などを通して、学校の担任の先生や進路の先生を頼りに相談している御家庭もいるでしょう。ですが、学校は卒業すると関りが薄くなってしまいます。ではどうすればよいか、、、障害者手帳のある方は在住の障害福祉課や障害者相談支援センターと繋がりを持つことをお勧めします。在学中から、放課後デイサービス等の利用をしている方は、多くの方が相談支援員と繋がっていると思います。卒業後も引き続き、困ったことや相談があれば話を聞いてアドバイスをしてくれます。また、様々なサービスの利用には福祉課の方と繋がることも大切です。卒業前には移行支援会議を開催し、卒業後に支援してくれる方々と繋がる会議をしますが、早いうちからお互いを知ることも大切です。毎年６月に「福祉課・相談支援センター」による保護者説明会（P5）を行っています。自分たちが損をしないようにするにはとにかく情報の収集が一番です。一年に一度の説明会ですので、都合をつけて参加してみてください。

⑺障害者相談支援センターの役割について

こんなサービスが使いたいな

卒業したらどんな生活なんだろう

子どものことで悩みが、、

将来は親と離れて生活したいけど、、

毎日の生活でこんなことを考えること、ありませんか？

そんなとき **相談支援専門員**（そうだんしえんせんもんいん） に相談してみてください

相談支援専門員は、障害者総合支援法に基づき、ご本人の希望に沿って、障害福祉サービスやその他のサービスから、ご本人が希望する生活に合ったサービスを組み立てます。（※サービス等利用計画の作成）。新たなサービスや上手なサービスの組み合わせを提案することができます。

※サービス等利用計画

障害のあるご本人が目標とする豊かな生活へ向けて、様々な福祉サービスなどを上手に使うための計画です。放課後デイサービス等を利用する場合は、「障害児支援利用計画」となります。
障害者総合支援法における福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画が必要となります。

地域の相談支援事業所

坂戸市

坂戸市障害者等相談支援センター

＜東部地区＞しゃきょう
＜西部地区＞ぽんて
＜中央第一地区＞ラボリ
＜中央第二地区＞にじ色コンパス
・ウィズハート
・ありす
・わかな　など
※詳しくは坂戸市の HP をご覧ください。

鶴ヶ島市

鶴ヶ島市障害者相談支援事業所

・あゆみ福祉会
・鶴ヶ島市社会福祉協議会
・NPO 法人カローレほのぼの
・いろは
・ひまわり　など
※詳しくは鶴ヶ島市の HP をご覧ください。

入間西（毛呂山・鳩山・越生）

入間西障害者相談支援センター

・すこやか
・どんぐり
・ワンダーハウス
・ブルペン
・鳩山町総合相談支援窓口など
※詳しくは毛呂山町、鳩山町、越生町の HP をご覧ください。

セルフプランって何？

サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）は、相談支援専門員に依頼せず、障害のあるご本人（又はご家族）が作成することもできます。これを【セルフプラン】といいます。

Q：相談支援専門員に依頼するのとセルフプランは何が違うの？
A：相談支援専門員は、利用するサービスの定期的な見直し（モニタリング）を行います。セルフプランでは、そうした見直しやサービス事業者など関係機関との連絡・調整もご本人で行います。

4　参考資料

⑴ 障害年金について

「障害年金」とは、公的な年金の一つで、病気や事故が原因で障害を負った方へ国から年金が給付される制度です。日常生活や仕事に支障がある人に対して支払われる生活補助金で、高等部卒業後に手続きを行います。手続きが容易でなく複数の書類作成が必要なため、在籍中に本校に講師を招いて進路学習セミナーを実施しています（１２月頃）(P5)。在学中から情報を集め、障害年金の申請の準備をしておきましょう。

「障害年金」

20 歳から 65 歳までの人は、すべて国民年金に加入しているので（たとえ保険料を払っていなくても）全ての人が障害年金の対象です。障害等級は 1 級と 2 級の 2 段階に分かれていて、子どもに対する加給年金もあります。(20 歳以降厚生年金に加入した場合には障害厚生年金、共済年金に加入した場合には障害共済年金も対象となる場合があります。)

1 級	1,059,125 円（＋子の加算額）／年　（88,260 円／月）
2 級	847,300 円（＋子の加算額）／年　（70,608 円／月）

※障害年金（令和８年４月時点）

「障害年金を受給するための条件」

未成年の頃からの傷病などにより障害の状態になった場合は、障害年金の対象になります。障害年金の受給は単に障害があることを証明するだけで認められるものではなく、その障害が行政の定める障害認定基準・障害認定要領の内容に適合していることを証明しなくてはなりません。

障害年金を受給するためには障害認定を得ることが必要であり、その認定を得るための最も重要な書類が医師による「診断書」です。この診断書の記入の方法は障害認定にかかわってくる場合があるので、 担当医とよく話し合い、症状に見合った適切な内容を記入してもらわなければなりません。

また、申請には、「病歴・就労状況等申立書」を作成して提出します。病歴・就労状況等申立は、「生活のしづらさ」を中心に事実等を伝える書類です。診断書と矛盾のないように記入しなければなりません。この書類はご自身で記入するか、社会保険労務士などに依頼（有料）する方法があります。

困ったときには、市町の国民年金課や相談支援事業所などで相談するようにしましょう。

お子さまの将来にとって大切な手続きになります
　卒業後の 20 歳になったら、忘れずに申請の手続きを行ってください
　　毎年、**進路学習セミナーで勉強会（P5）**をしていますので、参加をおすすめします

小学部でも、中学部でも、高等部になっても、できることがたくさんあります
　早いうちから沢山の情報を得て、準備を進めてみてください

⑵ 障害支援区分について

１　障害支援区分とは

障害福祉サービスは P10 の**『福祉サービスについて』**で示したような様々なサービスが用意されていますが、障害者総合支援法の対象者であれば、誰でも、どのサービスでも利用できる、というわけではありません。サービスを利用するにあたって、一定の基準が設けられている場合があります。その基準の一つが、**障害区分認定**です。障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す７段階の区分（非該当、区分１～６：区分６の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

各市町に設置されている審査会において、80 項目の調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町が認定します。

【障害支援区分と利用できるサービス】

次のサービスを利用できるのは、既定（色付き）の障害者支援区分の認定を受けた方です。ただし、児童はこの限りではありません。

	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
居宅介護（ホームヘルプ）	×	○	○	○	○	○	○
同行援護（視覚障害に対して）	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
生活介護	×	×	※①	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	※②	○
施設入所支援	×	×	×	※③	○	○	○
短期入所（ショートステイ）	×	○	○	○	○	○	○

※①50 歳以上は区分 2 から利用可　※②筋ジストロフィー患者、重症心身障害者は区分５から利用可
※③50 歳以上は区分 3 から利用可　※グループホームの利用に際しても区分が必要なことが増えてます。

２　サービス利用の手続きの流れ（市町により多少異なります）

⑴ **18 歳の誕生日のおおよそ２～３か月前から申請手続き**ができる。
⑵ 利用したい福祉サービス内容を確認する。相談支援事業所利用している場合には相談ができる。
⑶ 進路先の福祉サービスが自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A/B 型の場合は支援区分認定の必要はない。ただし、**生活介護、ショートステイ、施設入所**などの場合は必ず該当の区分段階が必要になる。認定調査では、仮に一人暮らしをしたと想定して生活の困難さをできるだけ詳しく伝えていくことが必要になる。
⑷ 在住福祉課に相談（連絡）をする。
⑸ 申請の手続きを行う。　※**医師の意見書が必要！**
⑹ 本人・保護者への調査を行う。（学校で行う場合もある）
⑺ 審査・判定　→市町の審査会で審査・判定が行われ支援区分が決定する（審査会おおよそ月に一度）
⑻ 区分決定後、相談支援事業所の担当者と共にサービス等利用計画を作成する。（セルフプランも可）
⑼ 市町はそれらを踏まえて支給決定を行い、受給者証を発行する。
⑽ 事業者との契約を行う。（進路先の場合は、移行支援会議の際やそれ以後に行うことが多い）
⑾ サービスの利用開始

⑶ 重度判定（重度知的障害者判定）について

高等部 3 年生の一般就労を希望する生徒を対象に、埼玉障害者職業センターによる重度知的障害者判定の検査が行われます。簡単な器具を用いた検査や、本人・保護者からの聞き取り調査などが行われます。

ここでの重度とは、療育手帳の判定とは異なります。また重度に判定されたからといって、一般企業で働けないということでもありません。雇用対策上等における重度知的障害者に該当するか否かを判定するものになります。（埼玉障害者職業センター「判定について」抜粋）

企業側にとっては障害のある方を採用しやすい状況を作る場合もあります。例えば、企業には、法律により一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害のある方を常用労働者として雇用することが義務付けられています。重度と判定された障害のある方を一人雇った場合、助成金等が増えたり雇用率が２人分で計算されます。重度判定は、IQ60 未満の者が対象となります。

障害のある方（重度判定されない） 1 人雇う → 雇用率は 1 人分 障害のある方（重度判定された） 1 人雇う → 雇用率は２人分（ダブルカウント）

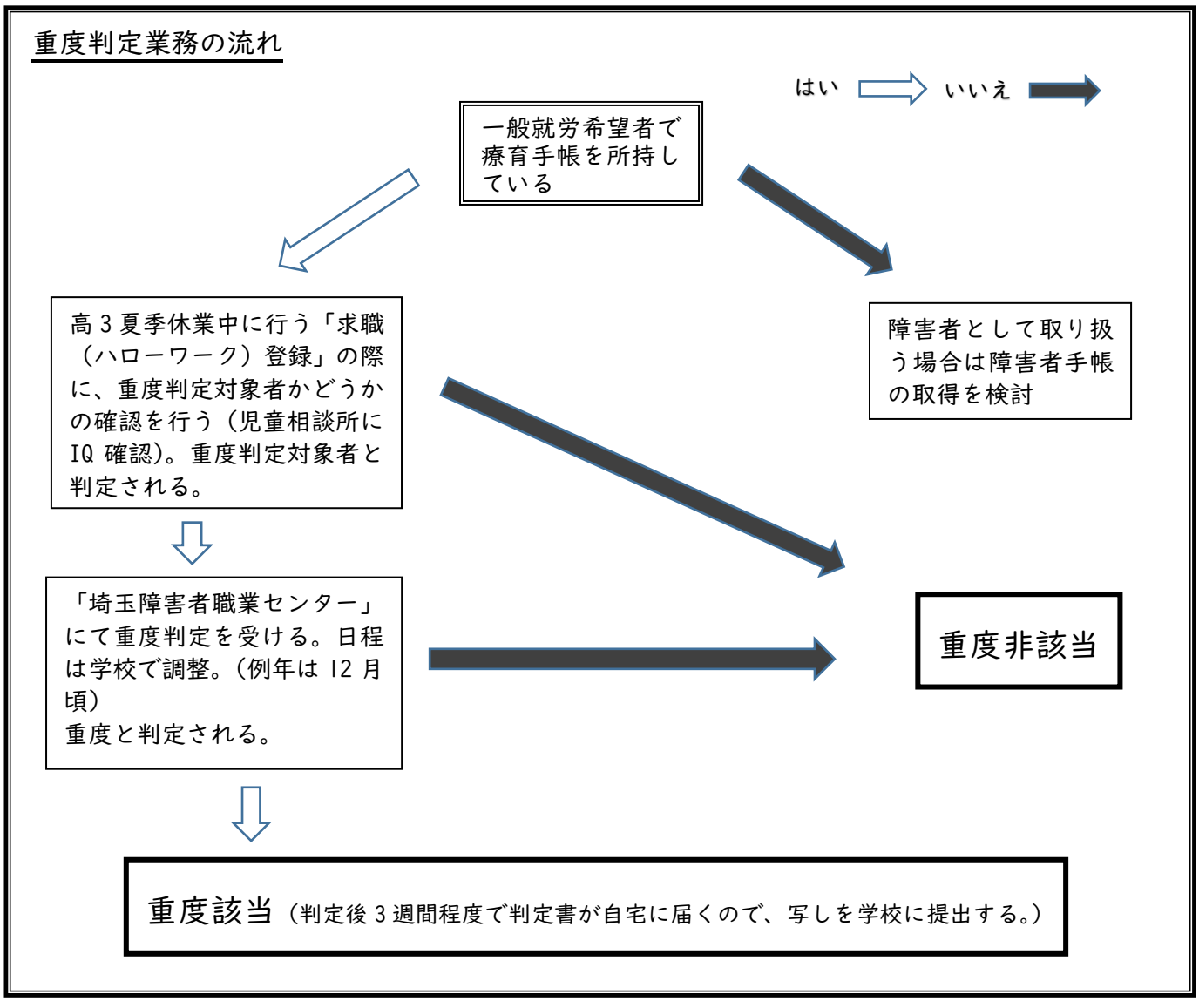

⑷ 施設利用における確認書のやり取りについて

高等部３年生の後期実習終了後（原則は振り返りにて）に、サービス（作業所）を利用する方は以下のような手続きで施設を利用するための「希望書」と「確認書」を家庭と施設側でお互い交わします。これは、書面をもって双方の利用確認を行うことで、その後の行き違いが生じないようにすることを目的として実施しています。(P6)

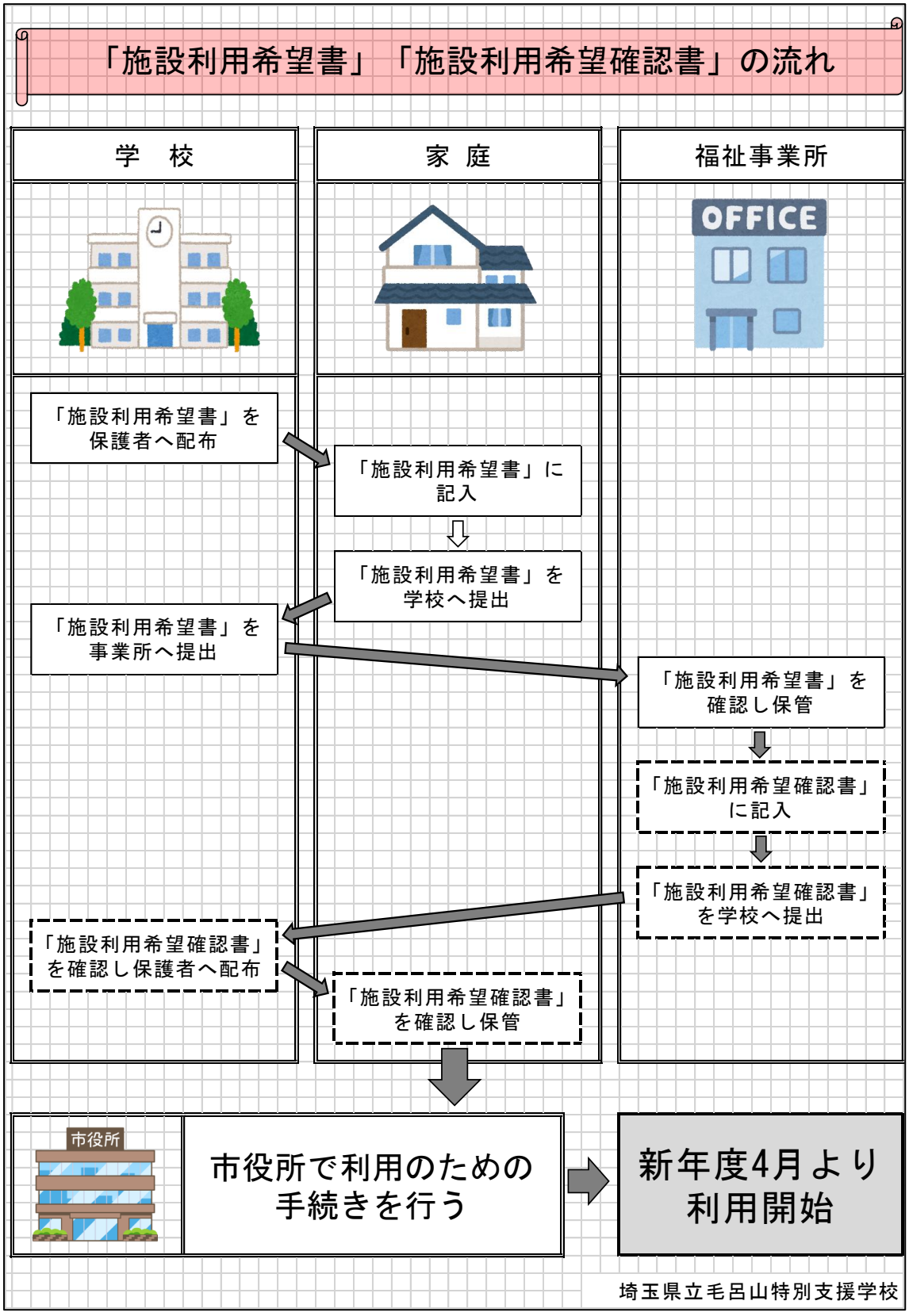

⑸ 進路の行事や語彙の説明について（P5）

進路希望調査・・・現場実習前に進路先や実習先の希望を取ります。３月と９月に用紙を配布します。事前に行われる個別進路面談で話し合いをして、具体的な施設名や企業名を決めていきます。サービスの場合はサービスの種類も確認します。保護者の日程確認や交通手段の確認等も併せて行います。

個別進路面談・・・高等部全学年ともに７月、2、３年生は 12 月、１年生は２月に行います。2，３年生は事前に行った現場実習の振り返りと、次回の現場実習の方向性を話し合います。１年生は２年生の前期実習に向けての話し合いになります。また、３年生の７月の面談は進路先を決める大切な面談になります。限られた回数の現場実習を有効的に行うためには、あらかじめ御家庭でも実習先（進路先）を検討することが大切です。お子さまと話を行い、サービスを利用する場合は施設の見学をお勧めします。企業を希望する場合は、担任や進路の先生との話し合いが必要となります。

もろとく進路フェア・・毎年１回、学校主催で行われる事業所（作業所）の合同説明会になります。近隣の施設が約 60 か所参加します。実習先を悩んでいる方、サービスの利用を検討している方だけではなく、企業を検討している方も参加をお勧めします。また、小学部、中学部の保護者にも強くお勧めします。進路の情報は早いうちから収集してもらうことが大切です。
開催は夏季休業中の７月下旬に、毛呂山特別支援学校の校舎の教室などを使用して行います。親子で参加して、施設の方に名前と顔を覚えてもらうと良いと思います。昨年度からは、各地域の障害者相談支援センターの方々も参加いただき、様々な相談にも乗ってもらっています。話を聞くポイントとして、、、

１、場所（実際に通えるのかどうか。通勤や送迎について）
２、作業内容（自分の特性に合った仕事かどうか）
３、環境（職員、指導者、メンバーとの相性。設備、スペースなど。見学を薦めます）
４、工賃（いくらくらいもらえて、昼食代や送迎代等はどのくらいかかるのか）
５、指導・支援（手だて、配慮、声掛け、対応等）
６、余暇やレクの充実（休憩時間の過ごし方等も）

求職登録・就労支援センター面談・・高等部３年生で企業就労希望者の方を対象に、夏季休業中（例年は８月上旬）に学校で行います。飯能ハローワークの担当者が来校し、求職登録の手続きを行います。その際に、重度判定（P15）の手続きも行います。就労支援センターの担当者とは顔合わせを行い、後日各地域のセンターに出向いて登録を行います。

作業所見学・・・・家庭ごとに施設（作業所）の見学は進んで行ってください。ただし、見学を行う際は、見学に行く前に必ず見学先や日程を学校に連絡をしてください。見学は原則親子で行うことをお勧めします。

親子施設見学会・・高等部１年生対象に親子での施設（作業所）の見学会を行います。希望調査を行い、学校で調整をして、家庭ごとに施設に見学に行きます。後期の実習説明会でお伝えします。

進路学習セミナー・・全校保護者対象に「障害年金（P13）」についての講演を行います。社会保険労務士、行政の年金課の方、保護者などによる外部講師に依頼をしています。高等部３年生の保護者は原則参加をお願いしています。

◎埼玉県のホームページ内に「指定施設・事業所一覧」があります。これは、埼玉県内のサービスを利用して使用できる施設（作業所、相談支援、グループホーム、放課後デイ等）の一覧です。

「埼玉県・施設一覧」で検索するかこちらの QR コード→を読み取ってください。様々な情報をご覧いただけます。

＜MEMO＞

埼玉県立毛呂山特別支援学校　進路支援部

名前（　　）